知ってる？

公職選挙法の一部が改正され次の国政選挙から適用されます！

インターネット選挙運動が解禁されます

選挙運動期間における情報の充実、有権者の政治参加の促進を図るため、次の国政選挙からインターネットを使った選挙運動ができるようになります。ただし、電子メールを利用した選挙運動は、候補者・政党などに限られ、有権者は引き続き禁止されています。

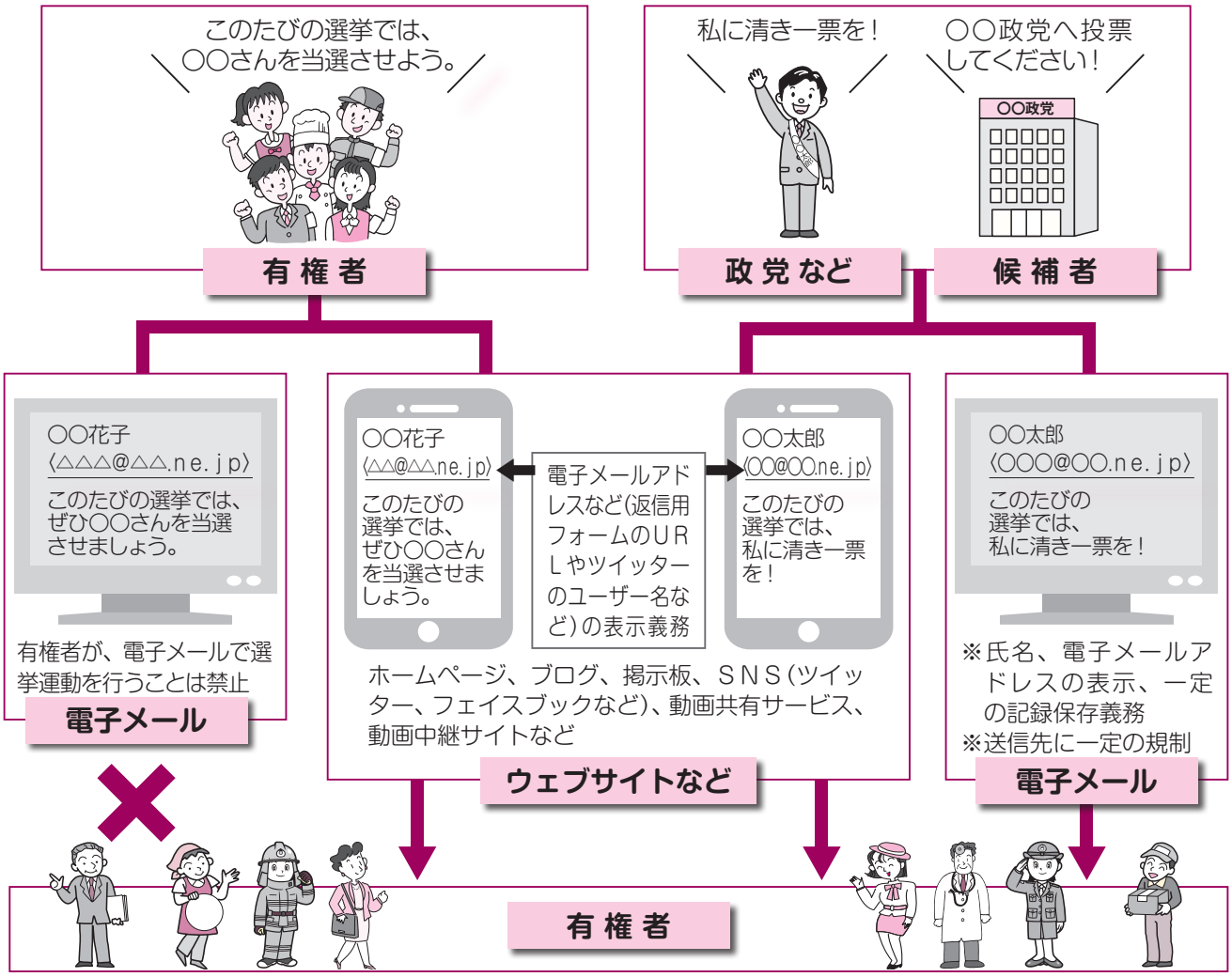

これらの行為は、処罰対象となります！

◉選挙運動の方法などに関する規制(例)

- 有権者による電子メールを使っての選挙運動
- 未成年(年齢満20歳未満)の選挙運動
- 選挙運動用ＨＰや電子メールなどを印刷して頒布
- 選挙運動期間外の選挙運動

◉誹謗(ひぼう)中傷・なりすましなどに関する刑罰(例)

- 候補者に関する虚偽の事項の公開
- 氏名などを偽った通信
- 悪質な誹謗中傷行為
- 候補者などのウェブサイトの改ざん

成年被後見人の選挙権が回復されます

平成25年５月、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立、公布されました。７月以降に公示・告示される選挙から、成年被後見人の方々の選挙権、被選挙権が回復されます。

また、この改正では、公正な投票環境の確保のため、代理投票制度の見直しや病院、老人ホームなどにおける不在者投票に際して、第三者の立会人を立ち会わせることとする努力義務規定が設けられました。

※詳しくは、総務省のホームページをご覧ください。 総務省 検索